

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

令和 8 年 10 月 1 日

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会

1 基本的な考え方

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会（以下「丹波市社協」という。）は、職員の採用選考、採用面接、インターンシップ、福祉・介護実習、その他これらに付随する活動（以下「求職活動等」という。）において、求職者等と丹波市社協の役職員が対等な関係のもと、相互理解を深めることが重要であると考えます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、個人の尊厳を深く傷つけ、求職活動等や将来のキャリア形成への意欲を阻害する許されない行為です。丹波市社協は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切容認せず、厳正に対処します。

2 禁止する行為

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、丹波市社協の役職員による性的な言動や不適切な行為により、求職者等に不利益を与えたり、求職活動等の環境を害したりすることを指します。

- (1) 性的な言動 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することをいいます。また、性的指向やジェンダーアイデンティティ、性別役割分担意識に基づく言動も含まれます。
- (2) 性的な行動 性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等がそれぞれ含まれます。

3 対象範囲

本方針の対象となる「求職者等」には、丹波市社協の求職活動等に関係するすべての者が含まれます。

- ・職員（正職員、嘱託職員、臨時職員等を問わず）の採用応募者
- ・インターンシップ参加者
- ・福祉・介護等の各種実習生
- ・職場見学者、ボランティア応募者
- ・その他、丹波市社協の採用・選考の過程で接触する者

4 対応方針

(1) 相談窓口の設置

求職者等から相談を受け付ける窓口を設置します。選考過程においてセクシュアルハラスメントに該当する疑いがあると感じた場合は、遠慮なくご相談ください。相談したことを理由に、選考の合否等において不利益な取り扱いをすることは一切ありません。

(2) 迅速かつ厳正な対処

相談があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の確認を行います。事実が確認された場合は、丹波市社協は行為者に対し就業規則に基づき厳正に対処します。

(3) 相談者の保護

相談者のプライバシー及び名誉を保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報等は、相談者本人の同意なく行為者等へ開示することは一切ありません。

また、事案の解決及び事実関係の確認に必要な範囲でのみ慎重に取り扱い、本人の意向を尊重して対応します。

5 相談窓口

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会 総務課

連絡先（電話）0795－86－7171

連絡先（メール） soumu@tambawel.jp

受付時間 平日 8：30～17：15